

長 官 官 房 長
各 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長 殿
統 合 幕 僚 会 議 議 長
技 術 研 究 本 部 長
契 約 本 部 長
防 衛 施 設 庁 長 官

衛生担当防衛参事官

アスベスト問題に関する自衛隊員等の健康管理への適切な対応について（通知）

アスベスト問題への対応について、防衛庁としても政府の一員として取り組んでいるところであり、別紙のとおり、建築物並びに装備品、船舶、航空機及び需品における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果を得たところである。

アスベスト含有部品及び製品の取扱いに際しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等の関係法令を参考とし、隊員に対する健康診断及び健康教育の実施、呼吸用保護具の使用並びに石綿粉じんの飛散の防止等、適切な健康障害防止措置を図られたい。

さらに、今般の調査結果を踏まえ、吹付けアスベスト等の使用が確認された施設等に勤務している自衛隊員やその家族などに対し、当該情報を提供するとともに、防衛医科大学校及び各自衛隊病院に設置しているアスベスト相談窓口や医務室を活用して健康不安の解消に努めるなど、自衛隊員等の健康管理へ適切に対応するよう周知徹底されたい。

なお、建築物については、吹付けアスベスト等の有無を分析調査中のものがあるので、その結果は追って連絡する。

添付書類：別紙

建築物と装備品等における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果について

1 建築物

- (1) 吹付けアスベスト等を使用している建築物は、以下の2棟であり、今年度中に除去等を行う。
 - ① 三沢桜町特別借受宿舎の集会室の天井裏
 - ② 防衛施設庁分室（東京都渋谷区）の機械室（除去等工事実施中）
- (2) 封じ込め等の処置を行った建築物は以下の2棟
 - ① 厚木航空基地O₂CO₂ショップの倉庫、車庫及び機械室
 - ② 防衛大学校学生会館のホールの天井裏
- (3) 調査結果を公表した本年9月29日時点において、吹付けアスベスト等の有無が確認できない建築物は、付表のとおり320棟であった。これらについては、鋭意、分析調査を実施しているところであるが、同年10月31日現在、吹付けアスベスト等の含有量が判明したものは、付表の「アスベスト含有量（％）」欄に数値を記載した。

なお、これらの建築物については、吹付けアスベスト等が使用されていないことが確認されるまでの間、又は、吹付けアスベスト等の使用が認められ、除去等の処置が完了するまでの間は、吹付け材の損傷、劣化等の状況に応じて、当該箇所への立入禁止や立ち入る場合の呼吸用保護具の着用の義務付けなど、隊員等の健康障害防止に努める必要がある。

2 装備品等

- (1) 吹付けアスベスト等を使用している船舶は、以下の8隻であり、表面に塗装を施して飛散防止措置が講じられているが、その安全性については、現在、調査を実施するとともに除去等の処置の検討を進めている。
 - ① 護衛艦「ひえい」の食器洗浄室の天井
 - ② 護衛艦「たちかぜ」の調理室及び艦長・司令浴室便所の天井
 - ③ 輸送艦「ゆら」の調理室の天井及び壁
 - ④ 輸送艦「のと」の調理室の天井及び壁
 - ⑤ 試験艦「くりはま」の調理室の天井
 - ⑥ 護衛艦「しらね」の調理室の天井
 - ⑦ 護衛艦「はまゆき」の調理室の天井
 - ⑧ 潜水艦救難母艦「ちよだ」の調理室の天井
- (2) 車両及びモーターなどの制動部分等に摩擦材として、航空機、船舶、誘導弾、車両及び需品等のエンジン、蒸気管などにシール材又は断熱材として、アスベスト含有部品及び製品の使用が確認された。これらの分解整備時においては、粉末化したアスベストとの接触の可能性があることから、呼吸用保護具の着用の義務付けなど、隊員の健康障害防止に努める必要がある。

なお、アスベスト含有部品及び製品については、引き続き代替化を図っていく必要がある。